

自動車交通騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の自動車交通騒音の状況を同法第18条に基づき常時監視した結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめ、同法第19条の規定により公表するものです。

1 測定方法の概要

- (1) 測定年月日 令和2年11月17日～11月20日
 (2) 測定地点 表1に示すように、市内9箇所にて24時間調査を実施しました。

2 測定結果の概要

昼又は夜間の環境基準超過は1地点でした。

表1 道路交通騒音測定結果 (点的評価) (単位：デシベル)

路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	車 線 数	騒音レベル (Leq) (環境基準)	
					昼	夜
一般国道4号	郡山市安積町南長久保二丁目12	第一種低層住専	A	4	60 (70)	53 (65)
一般国道4号	郡山市安積町柴宮東2-1	第二種住居	B	4	70 (70)	★68 (65)
郡山矢吹線	郡山市大槻町北寺28-8	近隣商業	C	2	67 (70)	59 (65)
仁井田郡山線	郡山市安積町荒井萬海50-8	第一種低層住専	A	2	63 (70)	55 (65)
牛庭大槻線 (コスモス通り)	郡山市大槻町室ノ木北10	第一種住居	B	4	64 (70)	57 (65)
笹川多田野線 (郡山南インター)	郡山市安積二丁目18	近隣商業	C	4	66 (70)	60 (65)
大町大槻線 (静御前通り)	郡山市菜根三丁目39-25	第二種住居	B	4	68 (70)	61 (65)
本町開成線 (文化通り)	郡山市麓山一丁目8-4	近隣商業	C	4	66 (70)	57 (65)
前林御前線 (コスモス通り)	郡山市御前南三丁目127	第一種住居	B	4	66 (70)	60 (65)

(注) 1 「★」は環境基準超過を意味します。

2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。